

岩井清三郎 釣具 八屋町
 古見虎松 同 同
 山中義雄 同 同
 榎又 同 同
 坂東國夫 同 同
 山崎高義 同 同
 札本辰次郎 同 同
 山門郡
 田中紙善舖 內外向 柳河町上町
釣竿製造
 古賀善商店 釣具卸 同 細工町三丁目
 城島商店 漁網卸 同 冲端町
 三瀨郡
 江中大三郎 漁具 大川町
 三池郡
 坂梨 哲漁具 三川町

佐賀市
 宮崎勝美 釣具 八戸町
 中溝正夫 同 長瀬町
 小柳源三郎 同 伊勢屋町
 宮地ハル 同 多布施町
 橋本コト 同 興賀町
 武田清三郎 同 牛島町
 山田竹一郎 同 材木町
 遠藤喜多松 同 下今宿町
 作岡商店 同 水々江町
 百武寅吉 同 高木町
 唐津市
 竹本忠漁 具 唐津本町
 前田常太郎 釣具 唐津公園
 浦田商店 同 同

東松浦郡

唐津製網所 漁網 唐津山下町
 島屋西商店 漁具 呼子港中町
 谷口七治 同 呼子町
 榊本商店 同 同
 柴田友次郎 同 同
 山口商店 同 同
 伊藤福太郎 同 名護屋村
 西松浦郡
 西龜商店 釣具 伊萬里町下町
 古永伊一郎 同 同
 廣川卯七 同 同
 古川善左衛門 同 同
 神郡
 百田貞一 釣具 神崎町三丁目

長崎市

岡田政次郎 商店 漁具卸 玉江町二丁目
 佐々木 釣具店 釣具 玉江町三丁目
 いと や 同 築町四八
 惠比須屋 釣具店 同 西濱町四六
 野田菊次郎 同 江戸町五〇
 落合幹三郎 同 同
 田尾 商店 テラス卸 玉江町二ノ一
 小吉 榮久 釣具 元船町一ノ一九
 森 喜智郎 同 西濱町二四
 三松喜三郎 漁網 浦五島町
 宮崎伊三郎 同 築町
 木村安太郎 火カ器 萬屋町

松宮 商店 漁具 築町
 黒積 新吉 同 西濱町
 鮫島 鹿治 同 材木町
 雪屋 支店 同 西濱町

佐世保市

角田 安平 釣具 萬津町
 琴岡 熊右衛門 同 鹽濱町五一
 紀平 廣行 同 濱田町八三
 橋高 商店 同 鹽濱町
 白石 靜 釣具 同 四四
 福田 文一 同 同 一七
 芦刈末太郎 同 築町

西彼杵郡

越智幹之助 釣具 茂木町本郷
 小森 喜助 同 同
 上田 勇三 同 同

北高來郡

藤本市太郎 兼釣具 諫早町本町
 勝山 貞吉 漁網 同
 古賀 商會 同 同
 九州製網株式會社 同 同 魚町

南高來郡

井口 松左衛門 漁具製造 島原町浦内船津
 野中 留十 同 同 蛭子之鼻町
 江崎 康郎 同 同 津町
 中島 金熊 漁具 同 高島町

トマヤ 釣具店 漁具 島原町 湊川竹山
 山名源太郎 同 同 津町
 谷口 岩樹 同 同 浦内船津
 松本 政雄 同 同 八幡町下
 中村 登 同 同 先驅町
 吉田 金市 同 同 口之津町大屋東
 寺田 伊太郎 同 同 同 仲町
 大木 田茂 同 同 同
 太田 元八 同 同 同 早崎
 田口 角治 同 同 同
 成末 藤三郎 集魚灯 同 同
 田中 恕一 網染 小濱村
 東屋 本店 釣具 小値賀港

北松浦郡

縣崎長

池田市 太郎 釣具製造 平戸町新町
 落合市 兵衛 釣具 同 木引田町
 魚矢 芳夫 同 同
 兒島 熊吉 同 同 宮町
 佐野 友吉 同 同 崎方町
 梶野 英盛 同 同 笛吹村
 尼崎 忠兵衛 同 同
 田口 長吉 同 同
 田口 德二郎 同 同
 南松浦郡
 森田 榮太郎 漁具 福江町
 植村 藤太郎 同 同
 壹岐郡
 小金九 傳太郎 釣具 武生水町郷浦下ル町

下縣郡

辻川 周太郎 同 同 迎町
 大杉 岩雄 同 渡良村南融
 滿山 善雄 釣針製造 殿原町久田道
 吉木 友太郎 漁具 同 西海岸電話七六番
 吉田 福藏 同 同
 高崎 甫 同 同 國分
 梅野 兼太郎 同 同 同 曲

熊本市

東慶 八商店 漁具卸 慶徳堀町一七
 濱松 重五郎 同 電話一七三二番
 山藤 代二郎 同 細工町五ノ三四
 金羽 嘉次郎 同 千反町一〇
 上村 秀藏 同 中坪井町
 福島 漁具店 同 新鍛冶屋町
 廣永 漁具店 同 北坪井町二丁目
 林 漁具店 同 萬町二丁目
 新美 信治 同 水道町
 尾田 伊八 同 大江町
 東坪井町七九

宇土郡

縣本熊
 岩尾 三德 漁具 三角町際崎

玉名郡

松尾 屋釣具 三角本港
 高橋 桂藏 同 同
 田中 平十 釣具 三角町本村
 緒方 清士 同 同
 木崎 茂市 同 三角町大田尾
 益田 喜一郎 漁具 同 際崎港
 本田 禎藏 同 宇土町
 日野 良一 釣具 高瀬町
 鈴木 貞雄 同 同
 月田 漁具店 同 長洲町
 山形 屋商店 同 同

大北合名會社漁 網長洲町

上益城郡

渡邊ヒデ釣 具 甲佐町岩下
三牧勝彦同 同 大町
岩村功同 同 仁田子
金森茂吉同 同
藤本吉平同 同 上堂内

八代郡

大野武良志商店 漁具卸 八代町金屋町
則武正義釣 具 八代町
藤井泰治同 同 東本町
齋藤政喜同 同 鏡町内田
津上節次釣 具 鏡町内田

松岡留八漁 具 本渡町
鮫島佐内同 同
平方ノブ同 同
宮口徳市同 同
有馬信次郎釣 具 同

天草郡

尾方寅雄釣 具 人吉町二日町
江島惠一 同 五日町
馬場園芳穂同 同 林鹿町
細谷彦十同 同 紺屋町
山田榮一同 同 五日町
小松緑同 同 寺町
桑崎末八同 同 鍛冶屋町
大塚幸太夫 延竿竹材 同 山田郷

志垣松太郎同 同

葦北郡

中川末彦釣 具 水俣町旭町
野中初太郎同 同 濱町
今村代喜同 同
平山商店漁 具 佐敷町斗石
白石商店同 同
西森商店同 同
三島屋商店同 同 白石

球磨郡

金枝親雄釣 具 人吉町駒井田
益田郡一同 同 五日町
奥田享一同 同 九日町

柴田芳太郎同 同
黒瀬金次 漁網漁具 富岡町出來町
川村嘉七郎釣 具 牛深町
山口谷五郎同 同
佐々木亦次同 同
塩田喜六同 同
町田太助同 同
畑邊勝治同 同
垣川勝治同 同
岩永長助 漁網 同
山本治郎八漁 具 同
浦田仁保次同 同
浦田信四郎同 同
深川卯二郎同 同
佐々木宅馬同 同

山口吉藏釣具 日置村日置
山口休五郎同
松下正太郎同
長野銀左衛門同 永吉村
山下商店漁網 日置村

薩摩郡

福永知吉兼釣具 川内町向田町
長濱幾郎同
慶田景雄同 白和町
天畠常助釣具 向田町
小野原商店同 大小路町
愛甲勇助兼釣具同

出水郡

始良郡

池田榮吉釣具 阿久根町
長濱範同
松元善三郎同
御手洗正志同
喜多才七同
西森佐造 漁具船具 米津町築港
山田敬六同
竹下正造釣具 加治木町木田向北町
美坂夕力同 反土蒲生田
贈啖郡
玉利勇八釣具 志布志町志布志
内山與三郎同 帖新道

肝屬郡

加藤商店漁具 垂水町田神
有馬アヤ同
石田小一郎同 本町
松元仙次郎同 田畑
横山藤次同 本城
林平一郎同 田神

大島郡

鮫島藤兵衛釣具 名瀬町金久
戶設毛卜同
大谷岩一郎同
益田兼三同
増田種藏同
戶設武吉同

宮崎市

石村源太郎 鈞具材木町
中山晴重 同本町
三重野老吉舟 具本町
島商 店同 上野町四丁目

都城

萩原重吉 鈞具姫城町

瀬戸山清利 同

鎌田友吉 鈞具製造同

有馬 秀同

宮崎郡

櫻井商店 漁具 佐土原町新町

衛藤忠助 同 木花村木崎

南那珂郡

黒木寅五郎 鈞具油津町

須志田俊平 同

黒木傳三郎 同

渡邊彌惣次 同

須志田愛田 同

川添純藏 同 飲肥町今町

服部仁平 同 新町

藤井商店 同 今町

兒湯郡

永友惣四郎 漁網高鍋町

東臼杵郡

杉浦四郎 鈞具 延岡町南町

川原助一 鈞具 同 中町

東田新三郎 同 北町

齋藤磯吉 同 紺屋町

鳥阪熊五郎 同 同 川原町

田中長次郎 同 細島町伊勢西町

日野喜一 同 同 八幡町東

兒玉清一 同 同

疋田伊助 同 同 西

伊藤助一 同 同 八坂町棧橋通

松葉紋四郎 同 同 地蔵町一丁目

藤原恒太郎 同 同 二丁目

是澤先次郎 同 同 細島町高ヶ谷

日高榮三郎 同 同 同 赤水

疋田利雄 鈞具 同 同 港

大分市

平松屋釣具 東上市町電車道
 青山釣具店 長池町女學校前
 野内釣具店 京町
 坂屋釣具店 濱町
 松川秀太郎竹材 大道町三丁目

別府市

朝來野藤太郎釣具 濱町
 杉原千代吉同 楠濱區
 永井一郎 延竿竹材 此花町
 白子信三郎同 錦町
 谷口齋同 秋葉通
 岩尾喜三郎同 中濱通
 幸重庄平同 錦町

水田與吉 延竿竹材のヶ濱
 長谷川正美同 蓮田

中津市

思田榮吉釣具 片端町
 高宮作治同 外馬場
 石橋ハル同 古博多町
 畑山重盛同 同
 山崎兼太郎同 京町

大分郡

住岡唯市商店 釣針製造 鶴崎町舟頭町
 平松千藏釣具 鶴崎町鶴崎
 住岡房吉釣針同
 牧八郎漁網同

市佐郡

豐田喜市漁具 長洲町
 小松廣太郎同 同
 森本有次郎同 同

速水郡

南小三郎釣具 日出町
 生地伊吉同 杵築町
 淺野新太郎同 同
 室住半吾同 同

東國頭郡

江原安次郎釣具 姫島村
 土肥國作同 安岐町下原
 椰野才吉同 同

北海郡

奧田佐團治釣具 同 馬場
 小田春雄同 同

伊藤虎次郎釣具 白杵町掛町
 田口幸太郎同 同 祇園洲
 安東夕力同 同 掛町
 津野ムメ同 同 平清水
 富士甚渡邊甚七漁具 白杵町
 林熊次郎同 同
 柏原金一同 佐賀關町東町
 木崎要同 同
 德丸久吉同 同 須走
 上野乙次郎同 同
 柏原市五郎同 同

縣分大

上本貞吉漁具 佐賀關町須走
田岡漁具店同 西町

南海部郡

三輪通助漁具 佐伯町船町
大鶴龜太同
富永耕藏同
田代邦太同 同 田町
清家銀藏同 同 向島
出納舖助漁具 佐伯町
淺利武造同
染川商店釣具 蒲江町
山内重八同
武生彌五郎同

日田郡

安元源吾釣具 日田竹田町川原町
松村愛吉同 同 隅我有木町
野村トメ同 同 床手堀田町
南良一一同 同 床手龜山町
石丸文一同 同 豆田一丁目
伊藤大吉同 同 豆田河原町

那覇市

德田喜三郎漁具 東町一ノ一
並川龜治郎同 同 一ノ二
森永新助同 同 二ノ四
渡邊新次郎同 同 二ノ五
糸數昌言釣具 同 一ノ三
昭和漁具店船具 通堂大通
安勢理ッル漁具 恩納村山田
上間久政同 同
玉城ウシ同
仲泊共同店漁具 恩納村仲泊

國頭郡

前兼久共同店漁具 同 前兼久
眞榮田共同店同 同 眞榮田
谷茶共同店同 同 谷茶
名嘉眞共同店同 同 名嘉眞
當眞嗣喜同 同 恩納
恩納産業組合同 同
澤岬商店同 今歸仁村沖宗根
安座間商店同
松田商店同
玉城商店同
玉城三郎同 同 伊江村東江上
東江上共同店同 同
東江前共同店同 同 東江町

縣繩沖

臺鮮地方 南滿地方

投網卸商
釣具

秋岡商會

秋岡字平

京城府明治町一丁目
電話南局四三九〇番
振替京城一二一五六番

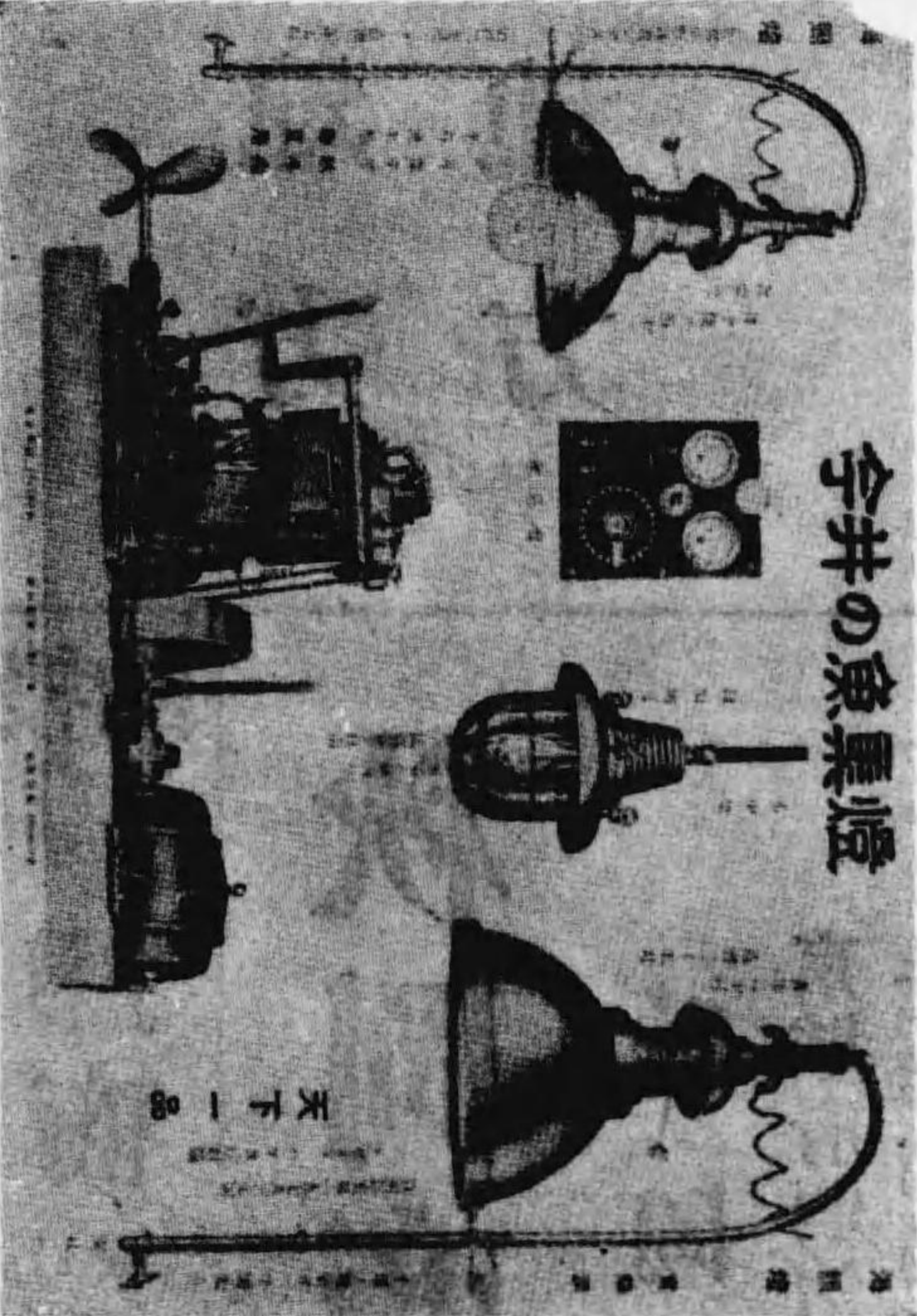
沖繩縣

宮里商店同	宮本商店同	宮古商會 漁網船具 平良町西里	宮城次郎同	翁長武昌同	上原廣吉同	祖慶良信釣具 名護町名護二一五	安里孝助同	川平共同店同	與那城蒲一同	山崎彦太郎同	山城寬輝同	吳屋才卜同	友寄隆松漁具 伊江村東江龍
			同幸喜	同許田	同城ノ海岸通		同	同川平	同	同西江上	同	同	

島尻郡

宮城清太郎同	大城力メ同	上原龜吉漁具 糸滿町七八五ノ二
同	同	同
		七八三

最近和歌山縣西牟婁郡田邊江川
浦漁業組合に對し農林省より獎
勵金を下附せり



漁業界の大革命機

今井の魚集燈

雄辯に本機の優秀を
物語る一證左として

大阪北區
梅田町

今井魚集燈發賣部

北 電話
1243・5352

臺 北 州

臺 北 市

須藤釣具店 釣具卸 兒玉町二丁目
中本釣具店 同
淡路屋本店 テラス卸 川端町一六
谷澤商店 店兼釣具 新起町一丁目
臺一水産洋行 漁具海産 北州町一六
高進商店 店船具 北門街
黃沛霖商店 漁具 大龍洞町三六四

基 隆 市

一〇商會 漁具 哨船頭
山口三吉 同 鼻子頭五三
多田羅清太郎 同 哨船頭一八九

員 林 郡

正木屋 釣具 義重町一ノ一七
吉井治藤 太同 三砂灣
角谷定吉 同 哨船頭
梶田與三郎 同 義重掛二六

臺 中 市

堀土三郎 テラス 社頭庄計厩療
岡村ッネ 釣具 新富町一丁目
泉清吉 同 大正町四丁目
宮本太岳 同 錦町一丁目
本田千代吉 同 千歲町一丁目

臺 灣

臺南州
臺南市

伊藤巳之助 釣具 錦町三ノ二二一

堀野秀吉 全 本町二ノ一九一

藤井勇三郎 全 錦町二ノ六二

杉貞作 全 同 二ノ四一

高雄州

高雄市

岩田商行 漁具 湊町三ノ二六

奧田米十郎 漁具 旗後町五ノ三一

董 鍋釣具 車城庄車城
黃 貴 生 全 恒春庄大板埕

澎湖郡

楊 基釣具 馬公街馬公

朱 廼 禎 全 同

木津乙松 全 同

坂井今太郎 全 同

西室直次郎 全 同

臺東郡

森山熊八 釣具 臺東街寶町

新竹州

新竹市

黃川新發 釣具 同 四ノ三四

服部釣具店 全 湊町三ノ二五

麥蔡氏阿善 全 旗後町四ノ二

屏東郡

梅谷賢太郎 釣具 屏東街屏東

石川房太郎 全 同

恒春郡

佐藤尙美堂 漁具 恒春庄恒春

澤馬次郎 釣具 同

吳清春 全 同

董 鎮 全 車城在車城

小笠原末治 釣具 東門

蘇定商店 全 同

久保健一 釣具 東門

渡邊平吉 全 同

華新商店 全 同

桃園郡

江島漁具店 釣具 桃園街

大溪郡

捷興商店 釣具 大溪街

京畿道
京城府

吉備商會漁具 永樂町二ノ七二
 網久商店全 南大門通二ノ三二
 萩岡商會全 明治町一ノ五四
 中原商店全 本町四丁目
 花岡商店全 花園町
 秋岡商會投網釣具 明治町一丁目
 電本四三九〇番

仁川府
 村谷商店漁具 海岸町一ノ八
 石川商店全 同 三ノ二
 濱田商店全 同 三ノ三

横田商店漁具 海岸町一ノ二
 姬島商店全 同 一ノ三
 池末商店全 港町 五ノ一

開城府

相馬保釣具 大和町
 久保田龜之助全 同
 田中文吉全 同

水原郡

磯崎建藏釣具 水原邑梅山里
 斯波德則全 同 山樓里

江原道

平田源市釣具 水原邑南水里
 物産商會全 同 山樓里

春川郡

高橋商店釣具 春川邑本町
 高島屋商店全 同
 北村商店全 同

黃海道

海州郡

樽崎商店釣具 海州邑北本町
 樋口商店全 同 南本町

平山郡

李太告商店釣具 海州邑南門外
 安聖在商店全 同
 志野八郎全 西邊面龍塘里
 野村清造全 同

黃州郡

吉備商會漁具 龍山面岡崎町
 中野三郎兼釣具兼二浦邑本町
 澁江半次郎全 同 明治町

平安南

平壤府

鮮 朝

藤屋商店兼針具 大和町
夏川商店全 同

鎮南浦府

釘本支店鈞具三和町
安永儀一全 同
田邊佐助全 同
石川熊三全 同

平安北道

新義洲府

三宅商店鈞具常盤町七丁目
煙草甚作全 同
電話一〇四九番

井原關藏鈞具本町四丁目
岩本金作全 常盤町七丁目
河野定雄全 濱町四丁目

咸鏡南道

元山府

和田商店漁具旭町二丁目
京本商店鈞具同
西村商店全 同二丁目
森永商店全 同二丁目

甲山郡

景興商店兼鈞具普惠面惠山邑本町

永興郡

山口商事會社漁具洪仁面南山里
永一商店全 同都浪里

永元商店鈞具洪仁面南山里
化善商店全 同都浪
恭成商店全 同都井
中島商店全 同都浪
文化商店全 咸南與上驛前

咸鏡北道

清津府

奧田義雄鈞具大和町
根石元雄全 彌生町
瀨戶茂一鄭全 同
島崎明善全 壽町
猫本權一全 寶町

會寧郡

佐久間喜三郎鈞具會寧邑本町
宮下義貞全 同大正通

鏡城郡

田村エイ鈞具羅南邑生駒町
木村秀一全 同

慶興郡

藤井商店兼鈞具雄基邑雄基洞
東富商會漁具同
岡部商店全 同
鈴木商店全 同
德興商店全 同

城津郡

金在洙商店漁具 城津邑本町
東盛商會全 同
松浦義雄全 同

全羅南道

木浦府

多賀屋釣具店釣具 本町【東拓隣】
小林釣具店全 大和町【警察署隣】
吉原釣具店全 務安通【平和館隣】
富永シヨ漁具實町
小島美夫全 幸町
松島新吉全 櫻町

駒田眞治漁具 櫻町
石井敬治全 同
藤木久之助漁網務安通

海南郡

山根木一三釣具 海南面上統
宇田保之助全 同
岩崎彌太郎全 同舟堀
高垣徳次郎全 同久高
大江長之助全 同
上出長之助全 同大野町

慶尙南道

釜山府

中村久藏漁具 南濱町一丁目
河野卯吉全 同

馬山府

福島源次郎全 南濱町一ノ三六
濱田規全 同 一ノ二八
中村仁代藏全 大倉町一ノ一六
稻木文一全 同 二ノ一四
中村亮一全 辨天町一ノ三六
河村幸治郎全 同
福島喜三郎漁具 本町一丁目

金山商店釣具 本町一丁目
杉商商店全 京町二丁目
有田商店全 元町
松中商店全 壽町
齋藤商店全 元町
田中商店漁具 同

土井商店全 濱町
富永商店全 本町
齋藤商店全 元町
富永虎吉全 本町三丁目

統營郡

蔚山郡

方魚津漁網船具商會 東面方魚里
川口新市釣具 同
川口達治全 同
飯田九一全 蔚山面本府
森田勇馬漁具 晋州邑新橋町

晋州郡

鮮 朝

河内山運平全 同 旭町
井原誠一全 同 榮町

慶尚北道

大邱府

佐藤漁具店 東城町一丁目一五
カナリヤ漁具部 同 二丁目

迎日郡

高橋商店 浦項邑浦項洞
美野商店 同
大上商店 同
原田商店 同
中谷商店 同
中島商店 同 鶴山洞
福本商店 滄洲面九龍浦
齋藤商店 同

關東州

大連市

山城屋商店 信濃町市場外七
武藏屋釣具店 若狹町 一六〇
鈴木釣具店 浪花町 一丁目
東豊洋行 漁具釣具 加賀町 六
海老屋釣具店 伊勢町 七
松井商店 信濃町市場外三〇
中村商店 大正通 二二
打木商店 東郷町 四三
岸洋行 監部通 二ノ七
久保洋行 伊勢町 五七
入江洋行 乃木町 一一

旅順市

大陽舍境芳子釣具 大迫町 一五
金澤屋湧波初三郎 乃木町三ノ四六
河北商會河北種喜 八島町 二四
中澤德松商店 明治町 四六
熊井洋行相坂千代吉 敦賀町 四
井上敏行商店 八島町 一九
村尾商會村尾重吉 巖島町 六
市村商店 釣具 金州 奧町

海外貿易要覽

海外商品陳列所々在地
商工省貿易通信員アドレス一覽
大阪府立貿易館海外通信員
大阪市役所海外通信員
外國郵便到達日數
外國航路湮程
世界の漁場
輸出に必要な手續及書類
原產地證明と本邦品の輸出
未開國貿易の重要性
海外發展に貿易通信員の利用
販路獲得には包裝完備で戦へ
世界に誇る我發明界
内外郵便電信爲替規則摘要
附
全國商工會議所一覽
全國商品陳列所一覽
發明と特許新案商標登錄

久垣商店	伊藤敬一	萩岡洋行	金光堂	丸今洋行	高尾商店
釣雜具	漁釣具	雜貨釣具	運動具	化粧品	漁具
安奉線山連關	開原東洋街	同 昭和通	同 本町	遼陽大和通	營口花園街

不許複製

昭和九年十二月廿五日印刷納本
昭和十年一月一日發行

再改訂 全國漁具商工名鑑
定價 貳圓五拾錢
送料拾錢代引卅錢

編輯兼 岩佐實
發行者 岩佐實
大阪市西成區鶴見橋北通六丁目一番地

印刷者 中村完之輔
大阪市浪速區廣田町四番地

印刷所 和 漁具新聞社印刷部
電話 戒一五八二番

發行所 日本漁具新聞社
大阪市西成區鶴見橋北通六丁目一番地
電話 櫻川四〇五一番

海外貿易要覽

海外商品陳列所々在地

名 稱 アドレス 所長又は館長
 哈爾濱商品陳列館 哈爾濱道裡斜紋街二號 川角 忠雄
 新嘉坡商品陳列所 Higa Street, Singapore, S.S. 増田淵佐平
 スラバヤ商品陳列所 Aloeng Aloeng Tiontong. 小原 友吉
 Soerabaya, Java.
 同スマトラ出張員事務所 98 Kesawan, Medan, 柴田權次郎
 Sumatra.
 同パタビヤ出張事務所 Gang Scott No.3, 多賀 正雄
 Batavia Centrum, Java.
 桑港日本商品陳列所 549 Market Street, San Francisco
 Cal.U. S. A. 小池實太郎
 カルカッタ日本商品館 No. 135, Canning Street, 殿
 Calcutta, India 西
 カイロ日本商品館 17, Charch El-Cheikh abou
 El-sebaa, Cairo, Egypt. 右手寛太郎
 コンスタンチノーブル日本商品館
 Karakeuy, Pera, Stamboul, Turquie. 安江 安吉
 實業組合聯合會桑港(日本商品陳列所内地事務取扱所)
 東京商工會議所内
 カルカッタ日本商品館内地本部 東京市麹町區内幸町太平ビル内
 同 關西出張所 大阪市北區中之島江商ビル内
 カイロ日本商品館内地本部 東京市麹町區内山下町

商工省貿易通信員

アドレス一覽

(昭和八年十月現在)

天 津 藏重任一 (Ninichi Kurashige) 支那天津日
 本租界松島街新德里五四號 ケーブル・アドレス
 "KURASHIGE MATSUSHIMAGAI TIENTSIN"
 漢 口 西川喜一 (Kiichi Nishikawa) 漢口日本租界
 大正街第四二號 又は漢口日本總領事館氣付
 廣 東 遠藤寛六郎 (Kanrokuro Endo) 廣東沙兩郵
 政局私書函第四十五號 又は廣東市東山保安局前衛
 第四號文園 ケーブル・アドレス "ENDO RYOJI
 CANTON"
 重 慶 大谷彌十次 (Yatoji Ohtani) 支那四川省重
 慶市新豐街 若林洋行氣付
 浦潮斯德 中川彦治 (Hikoji Nakagawa)
 西 貢 加藤俊雄 (Toshio Kato) c/o Consulat du
 Japon, 26rue Chaiguan, Saigon, Cochinchina.
 盤 谷 大山周三 (Kanemitsu Ohyama) Japanese
 Consulate, Bangkok, Siam.
 ラングーン 大場忠 (Tadashi Ohba) c/o The
 Japanese Consulate Rangoon, Burma.
 馬 尼 刺 渡邊薫 (Kaoru Watanabe) P.O.Box 1990
 Manila Philippine Islands. 又は 831, Echaque, San
 Miguel, Manila ケーブル・アドレス "KAHOR"
 "MNLILA"

海外貿易要覽

カラチ 乾彦一 (Hikoichi Inui) 2nd. Floor,
 Forbes Building, Dunoely Road, Karachi, India
 ケーブル・アドレス "BOEKITUSIN KARACHI"
 テヘラン 三橋博二 (Hiroji Mitsuhashi) c/o Legation
 du Japon, Avenue Pah'avi, Teheran. Peise.
 ケーブル・アドレス "MITSUHASHI. TEHERAN"
 未 蘭 (鉄員)
 維也納 泉谷氏一 (Teiichi Izumiya) Ruhof Strasse
 15, Wicn xlii, Osterreich
 ブラジヤ 齋藤功 (IsaoSaito) No.5, Rue Robert
 Thoreau, Woluwe-st-pierre, Bruxelles, Belgique.
 ケーブル・アドレス "BOEKISAITO BBUXELLES"
 トロント 大沼恒 (Hisashi Ohnuma) 1778 Bloor Str
 eet, West Toronto Ont., Caata.
 シヤン 藤岡正雄 (Masao Suma) 3315 Seventeen-
 th Avenue South Seattle Washington. ケーブル・
 アドレス
 市 俄古 小川末次郎 (Suejiro Ogawa) c o Consulate
 of japan, 1533 Tribune Tower, 435 North Michigan
 Avc., Chicago, Ill., U.S.A. ケーブル・アドレス
 "BOTSU CHICAGO."
 ニホナルハンス 河井信三 (Nobuzo Kawai)
 Nobuzo Kawai P.O. Box 637 New Orleans La., U.
 S. A. ケーブル・アドレス "NOBUKAWAI, NE
 WORLEANS"

ハナナ 田中耕 (Ko Tanaka) Apartado 2261,
 Hadana Cuda. ケーブル・アドレス "TANAKA HAN
 ANA."
 メキシコ 指田平隆 (Heiriku Sashida) Mesones No. 83
 Mexico, D. F. 又は Apartado 2431 Mexico, D. F.
 ケーブル・アドレス "SASHIDA MEXICO."
 リマ 富田謙一 (Kenichi Tomita) Apartado 499,
 Lima, Peru, 又は c/o CONSULAT du Japon, Giron
 Manzon No. 204 Lima Peru,
 ケーブル・アドレス "KTOMITA LIMA,"
 サンチャゴ 新谷吉登 (Kichimatsu Shinya)
 Casilla 4107, Santiago Chile. ケーブル・アドレス
 "SHINYA SANTIAGODECHILE"
 リオデジヤネイロ 古川大隆 (Daifu Furukawa)
 Embaixada do Japoo, Rua dus Voluntarios da
 Patria 166, Rio de Janeiro, Brazil.
 ケーブル・アドレス "DAIFU RIODEJANEIRO"
 シドニー 岩崎賢太郎 (Jitsutarō Iwasaki)
 G.P.O. Box 2446 M.M. Sydney, N.S.W., Australia.
 ケーブル・アドレス "JIWASAKI SYDNEY"
 ウェリントン 久保田啓藏 (Keizo Kubota)
 G.P.O.Box 1241, Wellington, N. Z.
 ケーブル・アドレス "KUBOTA, WELLINGTON,
 N.Z."

海外貿易要覽

輸出に必要な

—手續及び書類—

海外に販路を開拓した以上次に起るべき問題は商品の輸出である、然らば輸出手續は如何にすればよいか、政府は海外輸出を奨励してゐるのであるから其手續も案外容易で簡單である即ち普通の場合には税關の上屋まで搬入して輸出申告をなし輸出免状を受けて船積をなすのである、輸出申告書は税關附近の貨物取扱所で一枚三錢で賣つてくれる其申告書には六種類の輸出貨物名を書き込める様になつてゐるから六種の貨物を輸出する場合は一枚の申告書で事足りる譯である、其申告書に記載すべき事項は積載書名、船舶国籍、仕向港、仕向地、記號及番號、包装の種類及個數、輸出貨物の産地即内國産又は外國産、品名、數量、本船渡價格申告者氏名、住所申告年月日及備考欄のこれだけである、此等に就て簡單な説明を加へてみようと、積載してゆく船名を記載する事、船舶国籍は積載船名の國籍で、例へば日本船舶であれば日本と書けばよい、仕向港は例へば貨物を大連港を経て奉天まで輸送する場合には仕向港は大連であり奉天は仕向地である、記號番號は個數が多くなれば夫に番號を附せばよいので、無ければ書く要はない、包装の種類とは紙包、樽等何れかを書き個數を書けばよい船積特許申請といふ意味を含みその箇所へ税關吏が捺印してくれる、それで他所積が特許されたものさなるのである。

以上は申告者自らがなしたる場合で之等の手續は代理によりてもなし得るを以て便利である。代理税關取扱人は税關の許可を受けたるもののみが之をなし得且つこの代理取扱人は税關貨物取扱法に依り統轄せられて居るから安かして代理を頼む事が出来る代理を頼む場合は明細書を代理人に交付せば代理人はうまく手續を完成してくれり。此場合輸出者が特に注意を要するのは輸出當時に明細に書いておかないと非常に不利益を生ずる場合がある。即關稅定率法第七條には左の物品には輸入税を免除す、而して其第七條の第十七號に輸出されたる物品にして五年以内に輸入せられ輸出の時の性質及形狀を變ぜざるもの但し酒精酒類砂糖及第八條又は第九條に依り輸入税の免除又は拂戻を受けたる物品を除く、と書かれて居る、この規定が適用されて、最も効果ある場合は例へば受荷主が見本と注文品の相違の爲又は品物の破損等の爲に之を受領せず爲にその輸出貨物が五ヶ年以内に突戻されたる場合明細に書かれて居る場合には右の規定に依り當然輸入税は免除さる、も其の明細を欠く爲に品物は賣れず搦て加へて輸入税迄もたられるさいふ憂目を見なければならぬ、申告書を提出すれば税關吏は申告書の内容を實際との適否を檢分し一時間位で輸出の免状を下附される、但特別の場合即戻税交付金免稅關係が含まれて居る酒類砂糖類等の場合關稅制度の破壊を防ぐ意味でその檢分は稍々慎重なるもそれでも三、四時間で免状が下附される、下附された場合その輸出免状は必ず保管する事が肝要である即輸出貨物が種々の瑕疵に依りつきもどされ輸入税の免除如何が問題となつた時に輸出免状は證據書類の働をなす

海外貿易要覽

ものだからである、故に少くとも輸出の時より五ヶ年間は保存する必要がある譯である。

メイド イン ジャパン

此大旗の下に!

信用第一を忘れるな

原産地證明と本邦品の海外輸出

◆原産國名の明記

總て製品は海外輸出に當り包装上並に商品上に原産國名を明示するの要あると共に包装上見易い場所に内容品の數量を記録しなければならない、そうでないものは通關を拒絶されることがある、原産國名若くは所要記載事項を缺いてゐる輸入品は一種の不正輸入と見做されるのであるから輸出業者は此點に留意しなければならない、最近各國政府が世界的不況對策として自國産業擁護の立場から關稅障壁を設けるに至つて尙更らこの原産地證明問題が喧しくなり政府は右物品のメ×製なることを保證すと云ふ文句を挿入したインボイスを作成しこれに署名しなければ輸入許可を與へぬ程に至つてゐる、英國政府の如きも商品標記法審査委員會の推奨に基き萬年筆、繰出鉛筆、金ペン先、氷滑用スケート、鋼鐵製ゴルフクラブシャフト、ウォールボードの様な瑣細なものですら英國内における販賣については原産地標記を命じ玆玆鐵器については輸入の場合も原産地標記を要求してゐるのである。

◆佛國での活例證

最近フランスへ本邦製綿メリヤス着下が大分輸出されてゐるがメイドインジャパンとなく只英語でトリードマークとあり英國製と紛らはしいので税關では不正品と見做し裁判沙汰になつたが結局佛語でアンボル、テデュ、ザヤボンと記入することに成り告訴を取下げ輸入許可となつた程である、斯くの如く競争の爲めには云ひ乍ら折角骨を折つて開拓した販路を僅かのことでむざ／＼失ふことになるので今後はどうしても日本製は日本製として世界の隅々まで聲價と信用を植付けることが肝要である、外國品崇拜ではないのであらうが、る事に肝腎要めの商工業者が無關心であり、甚だしい缺陷は折角の國産品を外國品に假裝して恬として恥ぢざる如きは甚だ遺憾なことであつて賣國奴といつてもよいのである。

◆英國ではこうだ

今後は英國から輸出される羅紗には必ずメイド、イン、イングランド、バイ、アメンバリー、オグ、フエドレー、ジョン、オグ、プリツシユ、インダストリー(英國産業聯盟會員製造)といふマークをつけることになつた旨同國領事から各方面に公式に通知あつたことは聞く方も氣持よく安心出来るさ共にその自信の程も何はれる次第であつて品こそ歐米製品に優ることも劣らぬアラモードとなつたさはいへ、我が國では未だ斯かる自信ある商號に依つて世界の需用者によびかけることが出来ないさば慨嘆に堪へぬ次第である、我々には最後に一九三五年型の商品輸出は『メイドインジャパン』の大旗を掲げて堂々海外商戰場裡に覇を争ふことを切望して止まない。

海外貿易要覽

未開國貿易の重要性

將來を待望さる、有力な新市場
中南米其他諸國を觀る

販路の開拓が販賣政策の要素である限り如何なる販路を開拓すべきと云ふことは當業者の最も研究を要する問題であり、殊に昨今の様に世界的の深刻な恐慌に見舞はれて既設市場に於ける需要の激減してゐる際に於ては、進んで新しい販路を開拓しなければ到底輸出の退勢を挽回することはむづかしいところがこの新販路の開拓と云ふことはそれが經濟的に有望な市場であればあるだけ各國とも全力を傾注してその獲得に熱中するからなかく、容易のことでないがそれか云つて徒らに躊躇してはいつまでたつても輸出の増進を期することは出来ない、そこで輸出の増進を計らんとするには是非とも、新販路の開拓に萬難を排して努力しなければならぬ。

然らば如何なる市場が最も將來有望視されてゐるか云ふ問題を考へればならぬが之は輸出すべき商品の種類によつて、將また同種の商品でもその價格の高低によつて異なる譯であるから總括的には記述困難である、勢ひ各商品に就て研究しなければならぬことになるがそれは到底與へられた紙面に於て詳述されないから後日の機會に譲つて茲には大阪府市及商工省其他貿易關係業者の意見を綜合した總括的なものを述べて見る。

括的なものを述べて見る。

總括的に見て將來有望視されてゐる海外市場は未だ列國の競争舞臺となつてゐないベルシャ、トルコ、エザブト、シリア、ギリシヤなどの普通バルカン地方と云はれてゐる巴士、波、諸國及び南米、中米の諸國、それに既に國際市場化してゐる印度、ビルマ、シヤム、蘭領印度、シヤムなどの南洋及び印度方面も決して看過してはならぬ主要市場である、尤も之等の市場はその地方民の文化程度が他の既設市場に比し低いから歐米地方の如く高級品を輸出しても駄目である、衣、食、住の衣の部門に屬する比較的廉價な下級品を以てしなければならぬことは今更云ふ必要もないことであらう。

要するに將來有望視せられてゐる市場は未だ國際市場として、列國の競争化してゐない、所謂未開地に歸着するわけであるが、最後にわすれてはならぬことは從來國際市場として重視されてゐた支那、露西亞、印度などの販路が漸次縮小されつゝあることだ、之等の地方は最近國內産業の勃興に伴ひ、從來外國から輸入してゐた商品のうち、國內で生産されるものが相當増加してゐるから今後の輸出品はそれ等の國內商品に比してより高級的のものか、またはそれ等の産業勃興に要すべき機械或は技術などに依らねばならぬ、さなくば今後の輸出増進は望まれないのみならず、却つて減退すべき運命にある

海外貿易要覽

海外發展には先づ

貿易通信員の利用

商工省大阪府市の
張つた海外報道網

商品の海外販賣に當つて最初に考へねばならぬことはその市場の實狀如何である、その市場に適應した商品を輸出しなければ如何に優秀廉價なものでも必ず失敗に終る。

そこで當業者は輸出せんとする商品が如何なる地方に於て最も需要されるかと云ふことをまづ考慮しなければならぬ。それには尠くもその目的市場に於ける經濟事情を調査研究する必要があるが國內市場ならばともかく、海外市場となればその範圍廣大、而も人情風俗などを異にするためなかく、容易なことではない。尤も世界諸國の一流會社、商店などはいづれも多額の費用を惜まず、世界主要市場に適當な調査機關を設けてその地方の經濟事情を調査研究してゐるが資力の薄い當業者は到底一流會社商店の様なことは出来ないから自然商工省を始め各官公私設の海外通信員から送られる報告が海外市場の經濟事情を知る唯一の機關となつてゐる。

大阪に於ける此等各種の専任海外通信員はさすがに本邦隨一の商工地だけあつて府、市を合せて十數名の多數に上り而も左の如く關西商品の主要輸出地方たる支那、南洋の

各主要市場に配置されて、それ等地方の經濟調査は勿論、取引の紹介、信用狀態の調査、その他輸出振興に關する百般の便宜を圖り、關西商品の輸出増進に懸命の努力を續けてゐる。

- △大阪府貿易館リメダン(スマトラ)ミラノ(伊太利)マニラ(比律賓)マドラス(印度)上海(支那)奉天(滿洲)ベルリン(獨逸)ニューヨーク(米國)チエツコスロバキヤ(バルカン)廣東(支那)メキシコ(中米)
- △大阪府市奉天(滿洲)哈爾濱(滿洲)香港(支那)スラバヤ(シヤバ)バタビヤ(シヤバ)

更に貿易館では本年度から通信員を増設して歐米市場の調査をも行ふことになつて居り大阪府には右専任通信員の外にわが輸出貿易の大宗たる支那の南京、廣東、濟南、厦門福州、青島、重慶、哈爾濱などの邦人商工會議所及び帝國領事館と連絡を保つて之等主要市場の動靜を正確迅速に悉知することに努めてゐる、なほ商工省大阪出張所に於ても世界市場二十六箇所に配置せる貿易通信員及び九箇所の海外商品陳列館からの報告を蒐録發表してゐる。

前記各種の海外通信員から送達される諸般の報告は毎日夥しい數に上つてゐるから京濱並に阪神地方の中小當業者は全く居ながらにして海外百般の事情を知り、更に進んでそれ等の機關を通じて輸出販賣に關する各種の調査研究も出来ることになつてゐるから他地の同業者に比して非常に恵まれてゐる譯である。

海外貿易要覽

激甚な競争には
包装完備で戦へ

……輸出商品は尙更のこと……
現状と將來を語る

包装に關しては一九一〇年に設立された北米、ウイスコ
ンシン州マシソンに於ける國立林産物試験所の一部である
包装部が現在にては最も完備したもので、各國にその比を
見ないまでに進歩してゐる。

右試験所は最初ウイスコンシン大學と協力のもとに興つ
たもので、米國にはこれ以外に小規模のものは各所に存し
てゐる、獨逸は最近に於て獨逸産業合理化協會が各種の包
装に關してパンフレットを發行し斯界の爲に可成り貢献し
てゐる。英國、佛國等には特別の研究機關はなく我國にて
は大正十五年度以來毎年一回の展覽會と六回の講演會を開
催する事になつてゐる、商工省としては包装に關する研究
機關を要望してゐるがまだ實現されてない、東京には大正
十二年に日本荷造包装協會が内田嘉吉氏を會長として興つ
たが震災後は有名無實となつてゐる、大阪は大正十四年に
大阪包造荷造協會が成立し、後日本包装荷造協會と改稱さ
れ今日に及んでゐる、神戸は昭和五年九月に神戸包装協會
が成立し現在大阪、神戸の二協會が實際に活躍してゐる、
尙商工省の展覽會や講演會は輸出品の包装に關しては行は
れてゐるのであるが大阪、神戸の協會は一般包装に關して
の研究をなしてゐる、尙右に關聯して商工省技師萩田才之

助氏の語る處を聞けば左の如くである。

一口に輸出包装の必要條件といつても内容の如何、仕向
地其他によつて夫々相違があり概括的に見る事(一)内容
の保護充分なる事(二)運搬上の取扱が便利である事(三)
重量の軽減並に容積の縮小を考慮せられて居る事(四)包
装費が出來得るだけ低廉である事(五)包装が統一せられ
て居る事(六)記號其他の記載事項が完全なる事(七)仕向
國の規定に抵觸せぬ事(八)税關の通過が簡易に出來得る
事(九)包装に對する關稅を出來得るだけ軽減し得る事
(十)外觀は美觀に填充物は清潔であること等の諸條件が
挙げられる包装の改善に關しては包装費さへ多分にかけ
れば幾分でも改善は出來るが現在の如く輸出品の競争が
はげしい折には多額な包装費はかけられないから多少の
損傷位は我慢しなければならぬといふ様な事を聞くが然
し乍ら輸出品の競争が激甚なればなる程その包装は改善
さるべきであらう、本邦輸出品の包装は中には著しく改
善せられたものもあるが尙この必要あるものが少くな
い、改善の必要ある包装を以て自家の製品又は商品を海
外市場に仕向ける事は結局販路の維持若くは増進上不利
益な事は勿論である、心ある製造業者又は輸出業者は之
が包装の改善に就て常時熱心な努力を拂はねばならない。

世界に誇る我發明界

直接、間接に内外の販路を開拓

「發明は國の母た」と云はれ一國の工業の盛衰は如何に優

海外貿易要覽

等なる發明が多いかによつて決せられると云つてもよい、
我國に於ても長くも 天皇陛下には大御心を發明の御獎勵
に注がせられ先年かば觀菊御宴に、觀櫻會に一般の優等な
る發明家を召されてその勞を擧げせられた。
それ程に發明は重大なもので我國工業の急速の發達も官
民一致して着々と其實を擧げてゐる外國品の輸入防遏
も近時朝野を擧げて努力してゐる海外への販路開拓も發明
の普及發達によると稱してもよい譯である、斯くの如く一
國工業のパロメーターである發明は我國に於ては一ケ年如
何程の數に上つてゐるか外國の發明の數と幾何の差がある
かを調査するに我國は毎年特許及び實用新案の出願數は増
加し其進歩發達は驚くべきものがある、即ち特許局調査に
よる昭和四年及五年とそれより以前に遡る三ケ年平均の特
許出願數を見るに

昭和五年	昭和四年	昭和元年より
一五、四九件	一四、三六件	三年迄の平均
二、七〇七件		

で昭和四年には過去三ケ年間の平均と比較して一千五百七
十六件、一二、四%の増加を示し、昭和五年には更に躍進
して四年よりも一千百三十三件の増加で世界に於ける發明
國の第三の地位を獲得してゐる、之等の多數の發明品が如
何に販路開拓に重要な役目をもつたかは最近の外國品の
輸入状態を見るに明かである、就中世界的に誇るべき我國
の發明品が海外に進出して販路を開拓し更に内地から外國
品を驅逐しつゝある事を思ふと洵に百パーセントの誇りを
感ずるものである。

内外郵便電信爲替規則摘要

内國郵便

◆普通郵便

(内地相互間及内地、臺灣、樺太、朝鮮、關東廳管内、南
洋群島相互間)

- 第一種 書狀。重量四匁又は其端數毎に金三錢
全部印刷したる無封の書狀及大部分印刷したる無封書狀
にして官公署公共團體、社寺學校又は營利を目的とせざ
る法人若し團體より發するもの營業者より其營業に關し
發する報知書、送狀契約申込書、契約の諾否書、請求書、
督促狀、計算書、見積書領收書。重量十匁又は其端數毎
に金二錢
- 第二種 通常業書金一錢五厘
往復業書、封緘業書金三錢
- 第三種 第三種郵便物として認可を受けたる定期刊行物。
重量二十匁又は其端數毎に金五厘
同上中日刊新聞紙にして發行人又は賣捌人より差出す場
合。一部(一日分)に付重量三十匁迄以上二十匁毎に金五
厘
- 第四種 書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、書、畫、圖、
商品見本及雛形、博物學標本。重量三十匁又は其端數毎
に金二錢
- 第三種郵便物に非ざる印刷物にして月一回以上繼續刊行

海外貿易要覽

し且發行の際其月又は翌月中に一月の發行百通以上差出すものは約東郵便として特に承認したるとき重量三十匁又其端數毎に金一錢
第五種農産物種子重量三十匁又は其端數毎に金一錢

◆市内特別取扱

同一郵便區市内に發着する全部又は大部分印刷したる同文の有封及無封書狀又は同一内容の第三種及第四種郵便物にして同時に百個以上差出すときは市内特別取扱せざれば左記の料金による
有封同文書狀 一個に付四匁迄一錢五厘、以上四匁毎に一錢を増す
無封同文書狀 一個に付十匁迄一錢五厘、以上十匁毎に一錢を増す
第三種郵便物 一個に付二十匁迄四厘、以上二十匁毎に三厘を増す、同時に三千個以上を出す時は三千一個より三十匁毎に三厘
第四種郵便物 一個に付三十匁迄六厘、以上三十匁毎に五厘を増す、同時に三千一個以上差出す時は三千一個分よりは三十匁毎に五厘
(註) 一行政市内の各郵便區市内地と之に直接續いてゐる行政市外の郵便區市内地相互間は總て同一郵便區市内と看做す

◆速達郵便

同一郵便區市内相互間一個に付六錢
二個郵便區市内相互間一個に付十二錢
(注意) △重量六百匁を超過すべからず △郵便物の表

◆小包郵便

面に「速達」と朱書すべし
内地同一郵便區市内は普通六錢、書留十二錢
△内地相互間
普通 書留
二百匁迄 一二 一八 一貫匁迄 三六 五四
四百匁迄 一八 二七 一貫二百匁 四二 六三
六百匁迄 二四 三六 一貫四百匁 四八 七二
八百匁迄 三〇 四五 一貫六百匁 五四 八一
△内地、臺灣、樺太、朝鮮、關東廳管内及南洋群島相互間(但し普通小包の取扱は内地臺灣及樺太相互間に限る)
普通 三〇 四〇 五〇 六〇 七〇 七五 八〇 八五
書留 四五 五五 六五 七五 八五 九〇 九五 一〇〇

◆容積重量の制限

通常郵便 長一尺三寸、幅八寸五分、厚五寸、重量は第三、四、五種は三百匁、商品見本雛形にありては百匁
小包郵便 長幅厚各二尺、幅及厚各五寸以内のものは長三尺迄伸し得、重量は一貫六百匁迄

◆航空郵便

航空郵便は料金完納の第一種及第二種の郵便物に限り左記區間に限り飛行機に依り郵便物の遞送を爲す、表記すべき文字航空と朱書すること
東京大連線(東京—福岡—岡山—大連)
大連上海線の一部(大阪—福岡)
大阪松山線(大阪—松山)

海外貿易要覽

東京新潟線(東京—新潟、但し當分の内冬期休航)
航空郵便料

内地相互間(通常)△第一種有封書狀重量四匁又はその端數毎に十五錢、同無封書狀重量十匁又はその端數毎に十五錢△第二種通常葉書七錢、封緘葉書十五錢往復葉書七錢△第三種乃至第五種重量二十五匁又はその端數毎に二十五錢
(小包) 重量二百匁まで一圓、二百匁を越ゆる部分は百匁又はその端數毎に五十錢
内地と朝鮮又は濠洲間
通常葉書、往復葉書各十五錢の他は全部前記内地相互間料金の倍額とす

外國郵便

◆通常郵便物尺寸重量制限

書狀 各面一尺四寸八分(四五厘)―重量五百三十三匁(二匁)―卷物體のものは直徑三寸三分(一〇厘) 長さ二尺四寸八分(七五厘)
葉書 長さ三寸三分(一〇厘)以上四寸九分(一五厘)―幅二寸三分(七厘)―以上三寸四分(一五厘)以内、印刷物尺寸重量共書狀に同じ業務用書類寸尺重量共書狀に同じ
商品見本 長さ一尺四寸八分(四五厘)―幅六寸六分(二〇厘)―厚さ三寸三分(一〇厘)―重量百三十三匁(五〇)瓦
(卷物體のものは直徑四寸九分(一五厘)―長さ一尺四寸八分(四五厘))

◆通常郵便物料金

書狀 五匁三分(二〇瓦)まで十錢、以上二十五瓦毎に六錢
葉書 一枚通常六錢、往復十二錢
印刷物 十三匁三分(五〇瓦)毎に二錢
商品見本 二十六匁六分(一〇〇瓦)迄四錢、以上五十五瓦毎に二錢
業務用書類 六十六匁(二〇〇瓦)まで十錢、以上五十五瓦毎に二錢

◆支那宛郵便

支那宛郵便物の種類は萬國郵便條約に依るも、その種類中に於ける小分類は、大體内國郵便の例による、料金に就ては盲人用點字の書籍及び印刷物に限り萬國條約規定によるも、その他は内國料金と同じく、通常郵便物尺寸重量制限に就ては一般外國郵便に同じ

◆小包郵便料

一匁二六六匁まで四十五錢△二匁まで六十錢△四匁まで九十錢△六匁まで一圓二十錢八匁まで一圓五十錢△十匁まで一圓八十錢
以上は支那宛料金、他は名宛國及び遞送線路毎に異れり

内國電報

◆電報料
同一市町村内 和文。片假名十五字以内(五字以内を加ふる毎に金三錢を増す)十五錢
歐文 五語以内(一語を加ふる毎に金三錢を増す)十五錢
内地(小笠原島を除く) 臺灣、樺太、朝鮮及び東洋ヤツ

海外貿易要覽

相互間 料金 和文片假名十五字以内(五字以内を加ふる毎に金五銭を増す)三十銭。歐文五語以内(一語を加ふる毎に金五銭を増す)三十銭

特別取扱料

時間外料 一通に付金三十銭 至急料 官報は電報料と同額、私報は同二倍 返信料前納 返信を受けんことをするものはそれに要する返信電報料を前納することを得

無線電報

無線電報は一般電報料の外海岸局船舶局に於て送受信を爲す毎に左記料金を賦課せらる

和文 片假名十五字以内(五字以内を加ふる毎に五銭を増す)金二十五銭 歐文 五語以内(一語を加ふる毎に金五銭を増す)金二十五銭 新聞電報 一通に付(和文)五十字以内金二十五銭、五十字以内を増す毎に金二十銭

外國電信

主要地宛電報料金

青島(青島佐世保線)四十銭 上海、厦門、福州(上海線)三十銭 支那内地(上海線)五十銭 香港(上海線)六十三銭 佛領印度支那(大阪無線又は香港線)一圓四銭 印度(大阪無線又は香港線)一圓四十銭 シヤム(大阪無線又は香港線)一圓四十銭

錢 〇百五十圓迄一圓十銭 〇二百圓迄一圓三十銭 〇二百五十圓迄一圓五十銭 〇三百圓迄一圓七十銭 〇三百五十圓迄一圓九十銭 〇四百圓迄二圓十銭 〇四百五十圓迄二圓三十銭 〇五百圓迄二圓五十銭

特定電信爲替

内地、臺灣、樺太、朝鮮、滿洲、南洋に在る各局所間、但し朝鮮に在る郵便局所と滿洲に在る郵便局所との間に取組むものは此の限りにあらず

外國郵便爲替

主なる交換國と爲替

一、本邦より爲替を振出し得る主なる國 (イ)アルゼンチン、ベルギー、ブラジル、チリ、デンマーク、英領東印度、エジプト、フィンランド、フランス、佛領印度支那、ドイツ、ギリシャ、イタリー、マカオ、オランダ、ノルウエー、ホルトガル、シヤム、スペイン、スイス、スエーデン (ロ)支那 (ハ)香港、英領印度、錫蘭、海峽植民地及馬來聯邦、濠洲聯邦、ニューシラランド、(ニ)フィリピン群島 (ホ)亞米利加合衆國、(ヘ)グアム、(チ)カナダ、(ト)英吉利、ハンガリー、澳太利 (チ)

海外貿易要覽

線)一圓二十銭 〇亞細亞ロシヤ(朝鮮又は樺太線)二十二銭 (浦羅斯德線又はキヤクタ線)四十二銭 〇濠洲聯邦(香港線)一圓六十九銭 〇マニラ(大阪無線又は香港線)七十六銭 〇ホルル(東京無線又は小笠原線)一圓十四銭 〇歐羅巴ロシヤ及高加索(朝鮮又は樺太線)二十八銭 (浦羅又キヤクタ線)四十八銭 (名古屋無線)一圓三十八銭 〇歐洲各地(ロシヤを除く)名古屋無線、東京無線、香港線、浦潮線、キヤクタ線、以上各一圓三十八銭 〇桑港(東京無線又は小笠原線)一圓三十八銭 〇紐育ワシントン(東京無線又は小笠原線)一圓六十八銭 (註)前記料金は通常電報一語の料金なり

内國郵便爲替

制限金額

通常爲替 證書一枚に付金三百圓以内。電信爲替 證書一枚に付金五百圓以内。小爲替 二十圓以内 (通常) 爲替及小爲替の金額は錢位未滿、電信爲替の金額は圓位未滿の端數を附するを得ず

爲替料金

小爲替 一圓迄三銭 〇五圓迄五銭 〇十圓迄七銭 〇十五圓迄十銭 〇二十圓迄十三銭 通常爲替 二十圓迄十五銭 〇五十圓迄二十五銭 〇百圓迄三十五銭 〇百五十圓迄四十五銭 〇二百圓迄五十五銭 〇二百五十圓迄六十五銭 〇三百圓迄七十五銭 電信爲替 二十圓迄五十銭 〇五十圓迄七十銭 〇百圓迄九十銭

メキシコ

(註) 上記中×ある國に宛て、は電信爲替を請求することを得ず

二、(イ)は聯合約定(ロ)支那との約定(ハ)香港と(ニ)フィリピン群島(ホ)亞米利加合衆國と(ヘ)カナダと(ト)英國(チ)メキシコとの各條約に依るもの 三、爲替一口の最高 (イ)四百圓又は四百圓に對する各名宛國貨幣の相當額(ロ)(ハ)四百圓(ニ)(ホ)(ヘ)(チ)一百弗(米貨)(ト)英吉利四十磅他は二十磅

一般爲替料

通常爲替料 十圓迄十五銭、以上十圓迄每五銭(四百圓迄)電報爲替料 通常爲替料と外國電報料

支那宛爲替

通常爲替料 五圓迄五銭 〇十圓迄十銭 〇二十圓迄十五銭 〇以上六十圓迄十圓毎に五銭 〇九十圓迄四十銭 〇百二十圓迄四十五銭 〇以上三十圓毎に五銭 〇三百六十圓迄八十五銭 〇四百圓迄九十銭 電報爲替料 通常爲替料に相當電報料を加へたもの

電送寫眞

當分の間東京大阪兩中央電信局間のみ 甲(大型)縦十八センチ、横二十六センチ 料金八圓 乙(小型)縦十八センチ、横十三センチ 料金五圓 又は同報料金は甲一枚二圓、乙一枚一圓五十銭である 取扱時間は午前六時より午後八時までで時間外は料金が

海外貿易要覽

高くなる、當分は東京、大阪兩市内のみ扱ふ
(註) 小型は所謂大陸キヤビネ型で大型は其倍である。

外國貨幣換算表

Table of foreign currency exchange rates. Columns include: 英吉利 (ポンド), 北米合衆國 (ドル), 獨逸 (マルク), 瑞西 (フラン), 伊太利 (リラ), 瑞丁 (クローネ), 和蘭 (グレン), 西班 (ペセタ), 葡牙 (エスキュード), 土其 (リラ), 佛蘭 (フラン), 白耳 (マルカ).

Table of exchange rates for various regions. Columns include: 暹羅 (ルピア), 比律賓 (ペソ), 露西亞 (コペック), 洪牙利 (シリング), 奧地利 (クローネ), 英領印度 (ルピー), 秘露 (ソル), 亞爾然丁 (ペソ), 智利 (ペソ), 伯刺西爾 (レイル), 香港 (ダラー), 支那 (兩), 上海 (兩), 天津 (兩).

海外貿易要覽

全國商工會議所一覽 (昭和五年九月一日)

Table listing national trade associations. Columns include: (道府縣)(名稱), (地區), (設立年月), (會頭). Rows list associations from Hokkaido to various prefectures like Aomori, Iwate, and Tokyo.

海外貿易要覽

發明獎勵費交付規則

第一條 優良ナル發明ヲ誘掖獎勵スル爲本則ノ定ムル所ニ依リ毎年豫算ノ範圍内ニ於テ發明獎勵費ヲ交付ス

第二條 獎勵費ノ交付ハ左ニ掲グル事項ニ付之ヲ爲スモノトス

- 一 有益ナル發明ノ見本製作並之ニ關スル試驗及研究
- 二 發明ニ關スル共進會ノ開設
- 三 發明獎勵ニ關スル講演會ノ開催
- 四 發明ノ懸賞募集
- 五 發明ノ表彰
- 六 發明ニ關スル研究室ノ設置
- 七 道府縣發明品陳列所ノ設置並道府縣陳列所ニ於ケル發明品ノ陳列
- 八 其ノ他商工大臣ニ於テ發明獎勵ノ爲必要ト認メタル事項

◎注意但本照會ハ照會本文ニ記セルモノニ對シ交付セラレ見込

第三條 發明者其ノ承繼人、發明ノ實施計畫者又ハ發明研究者ニシテ前條第一號ニ掲グル事項ニ付獎勵費ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ費用ノ豫算、補助ヲ受ケムトスル金額補助ヲ必要トスル理由ヲ具シ商工大臣ニ申請書ヲ提出スヘシ

發明獎勵ヲ目的トスル公益法人ニシテ前條第一號ニ掲グル事項ニ付補助金ヲ交付スル爲獎勵費ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ補助豫定書審査其ノ他補助金交付ニ關スル規定及審

査員ノ氏名ヲ記載シタル書面ヲ添附シ商工大臣ニ申請書ヲ提出スヘシ

第四條 道府縣發明獎勵ヲ目的トスル公益法人其ノ他商工大臣ノ適當ト認ムル團體ニシテ發明品共進會ヲ開設シ又ハ其ノ開催ニ係ル共進會ニ發明ニ關スル出品ヲ爲ス爲費用ノ補助ヲ受ケムトスルトキハ事業計畫書收支豫算書共進會規則、審査規程及審査員ノ氏名ヲ記載シタル書面ヲ添附シ商工大臣ニ申請書ヲ提出スヘシ

第五條 第三條ノ規定ハ道府縣發明獎勵ヲ目的トスル公益法人其ノ他商工大臣ノ適當ト認ムル團體ニシテ第二條第三號乃至第五號ニ掲グル事項ニ付獎勵費ノ交付ヲ受ケムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第五條ノ二 第二條第六號ニ掲グル事項ニ付獎勵費ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ計畫ノ説明書、費用ノ豫算、補助ヲ受ケムトスル金額、補助ヲ必要トスル理由、法人ニ在リテハ尙定款並ニ最近ノ財産目錄及貸借對照表ヲ具シ商工大臣ニ申請書ヲ提出スヘシ

第五條ノ三 道府縣ニシテ第二條第七號ニ掲グル事項ニ付獎勵費ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ計畫ノ説明書、費用ノ豫算、補助ヲ受ケムトスル金額及陳列所規則ヲ具シ商工大臣ニ申請書ヲ提出スヘシ

第六條 獎勵費交付ノ許可ヲ受ケタル者獎勵費交付ノ許可ヲ受ケタル者獎勵費交付申請書又ハ添附書類ニ記載シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケヘシ

第六條ノ二 第二條第六號ニ掲グル事項ニ付獎勵費ノ交付ヲ受ケタルモノハ商工大臣ノ指定スル期間毎年其ノ研究ノ狀況ヲ報告スヘシ

海外貿易要覽

第二條第六號ニ掲グル事項ニ付獎勵費ノ交付ヲ受ケテ爲シタル設備ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ讓渡シ又ハ他ノ目的ニ使用スルコトヲ得ス

第七條 獎勵費ハ見本又ハ施行報告書及收支計算書ノ提出又ハ實地検査ノ後之ヲ交付スルモノトス

商工大臣必要ト認メタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス獎勵費ノ交付ヲ爲スコトヲ得

第八條 前條第二項ノ規定ニ依リ獎勵費ノ交付ヲ受ケタル者豫定ノ施行ヲ終了シタルトキハ其ノ報告書及收支計算書ヲ其ノ施行終了後一月内ニ商工大臣ニ提出スヘシ

第九條 第七條第二項ノ規定ニ依リ獎勵費ノ交付ヲ受ケタル者ノ經費支出額カ其ノ豫算額ニ達セサルトキハ商工大臣ハ其ノ交付シタル獎勵費ノ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ

第十條 獎勵費交付ノ許可ヲ受ケタル者又ハ獎勵費ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ許可ノ條件ニ違反シタルトキ本則ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ其ノ負擔ヲ減少シ其ノ他不正ノ行爲若ハ甚シキ怠慢アリト認ムルトキハ商工大臣ハ獎勵費交付ノ許可ヲ取消シ獎勵費ノ金額ヲ減少シ又ハ既ニ交付シタル獎勵費ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命スルコトヲ得

獎勵費ノ交付ヲ受ケタル者第八條ノ手續ヲ怠リタルトキ亦前項ニ同シ

第十一條 本則ノ規定ニ依リ商工大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘシ

第十二條 本則ノ規定ハ實用新案意匠及商標ニ關シ之ヲ準用ス

附則
本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

獎勵金交付申請手續

發明獎勵費

申請書記載事項

- 一、發明ノ名稱 發明ノ名稱ハ其ノ内容ヲ簡明ニ表示スルニ足ルモノナルコト
- 二、發明ノ性質及目的ノ要領 發明ノ特徴及直接ノ効果ヲ詳細ニ記入スルコト
- 三、本件發明ト他ノ發明トノ關係 本件發明カ他ノ發明ト關係アル場合ニハ其ノ發明者及内容ヲ簡明ニ記載スルコト
- 四、發明研究ノ經過 本件發明ニ關シ從來施行シタル研究ニ付其ノ擔當者、方法、過程及成績並研究ノ爲直接支出シタル經費及其ノ内譯ヲ詳細ニ記入スルコト
- 五、研究ノ計畫 (一)研究事項本件發明ニ關シ如何ナル事項ヲ研究セムトスルヤヲ明白ナラシムルコト (二)研究ノ場所 (三)研究擔當者實際研究ニ從事スルモノノ氏名及其ノ履歷ヲ記載スルコト、擔當者二人以上アル場合ニハ其ノ擔當部門ヲ記入シ内一人ヲ主任トシ其ノ旨記載スルコト、尙研究ノ指導監督ヲ爲ス者アルトキハ其ノ氏名及職業又ハ地位 (四)研究ノ方法及順序 (五)研究設備既設備、新ニ備付ケントスル設備ヲ區別シテ記載スルコト (六)研究期間 (七)研究ニ關スル豫算

研究ノ爲支辨ヲ要スル一切ノ費用ヲ人件費、設備費、原料材料費、消耗品費等ノ科目ニ分チ計上スルコト、研究一々

海外貿易要覽

年以上ニ亘ルモノニ付テハ每一ケ年ニ分割計上スルコト、研究ニ伴ヒ半製品及不用品等ノ賣拂代金其他ノ收入アルトキハ之ヲ收入トシテ計上スルコト

六、補助ヲ受ケムトスル金額 研究一ケ年以上ニ亘ルモノニ付テハ每一ケ年ニ分割記載スルコト

七、補助ヲ必要トスル理由 財政上補助ヲ必要トスル理由ヲ記述スルコト

八、申請者 申請者ノ住所、氏名職業及履歴ヲ記載スルコト申請者カ會社其他ノ法人ナルトキハ定款、財産目錄及貸借對照表ヲ添付スルコト

九、申請者カ完成シタル發明 發明ノ名稱及内容ノ要領尙特許番號ヲ記載スルコト

工業研究獎勵金

申請書記載事項

一、研究事項 研究スベキ事項ヲ簡明ニ記載スルコト

二、研究擔當者 (一)實際研究ニ從事スル者ノ氏名ヲ記載シ技術顧問、技師長等ノ研究ノ指導監督ヲ爲ス者ニ就テハ研究ニ關スル計畫ノ項研究ノ方法中ニ於テ之ヲ記載スルコト。(二)研究擔當主任者ハ其ノ氏名ニ主任ト肩書シ尙二人以上アルトキハ各其ノ擔當部門ヲ記載スルコト。(三)研究擔當主任者ノ履歴ヲ記載スルコト

三、研究ニ關スル計畫 (一)研究ノ場所研究場所二箇所以上ニ亘ルトキハ各場所毎ニ研究スル要目ヲ記載スル事

(二)研究ノ方法及順序 一、研究ヲ必要トスル事項ノ細目ニ亘リ其ノ方法及順序ヲ詳述スルコト。二、研究一箇年以

上ニ亘ルトキハ一箇年毎ニ分割記述スルコト。(三)研究ノ目標研究ニ依リ製造セントスル製品ノ品質、能力採取率或ハ生産費等ノ見込ヲ外國製品或ハ從來ノ方法ニ依ルモノニ比較シテ記載スルコト。(四)研究ノ規模研究ニ供スル設備ニ依リ支障ナク作業シタルトキノ生産量ヲ記載スルコト

四、研究期間 研究ニ關スル計畫ノ遂行ニ要スル期間ヲ記載スルコト

五、研究設備 (一)既設々備各設備毎ニ寸度能力ヲ記載スルコト。(二)新ニ備付ケムトスル設備 同

六、研究費豫算 一、研究ノ爲支辨ヲ要スル一切ノ費用ヲ設備費(建物費ヲ除ク)原料及材料費、動力費、燃料費、消耗品費、人件費、雜費等ノ科目ニ分類計上シ尙計算ノ基礎ヲ明ニスルコト 二、研究製品賣却代其ノ他研究ニ伴フ收入アルモノニ就テハ詳細ニ其ノ收入豫算ヲ見積ルコト

三、研究一箇年以上ニ亘ルモノニ就テハ一箇年毎ニ分割調製スルコト四從來研研ノ爲要シタル費用ハ之ヲ包含セシメザルコト

七、補助ヲ受ケムトスル金額 研究一箇年以上ニ亘ルモノニ就テハ一箇年毎ニ分割記載スルコト

八、研究及補助ヲ必要トスル理由 研究ヲ必要トスル理由ヲ技術上及經濟上ヨリ説明シ尙之ガ研究ニ對シ補助ヲ必要トスル所以ヲ記述スルコト

九、研究ニ關スル從來ノ經過 從來施行シタル當該研究ノ方法、過程、成績、經費等ヲ詳細記載スルコト

△備考補助ヲ受ケムトスル者法人ナルトキハ定款財産目錄及貸借對照表ヲ添付スルコト

特許新案商標願屆書式例

特許願 (用紙美濃版)

紙拾圓 收入印

一發明ノ名稱

一發明者ノ氏名、住所(又ハ居所)

(本項ハ出願人カ發明者ナルトキハ記載スルコトヲ要セス)

私(私共)儀別紙詳細書ニ記載スル發明ニ付特許相受度此段相願候也

國籍(外國人ナルトキ)住所(又ハ居所)

年 月 日

出願人(發明者) 氏 名 印

(法人ナルトキハ法人ノ名稱ヲ記シ其ノ側ニ代表者記名捺印スルコト)

特許局長官 氏 名 殿

添附書類目錄

一何々々 何通

追加特許願 (用紙美濃版)

紙五圓 收入印

一發明ノ名稱

海外貿易要覽

一原發明ノ特許番號(願書番號又ハ符號)

一發明者ノ氏名、住所(又ハ居所)

(本項ハ出願人カ發明者ナルトキハ記載スルコトヲ要セス)

私(私共)儀別紙詳細書ニ記載スル發明ニ付特許相受度此段相願候也

國籍(外國人ナルトキ)住所(又ハ居所)

年 月 日

出願人(發明者) 氏 名 印

(法人ナルトキハ法人ノ名稱ヲ記シ其ノ側ニ代表者記名捺印スルコト)

特許局長官 氏 名 殿

添附書類目錄

一何々々 何通

注意 (イ)原發明ノ特許出願後住所ヲ變更シタルトキハ先ツ住所變更ノ手續ヲナシタル後追加ノ特許出願ヲナスヘシ (ロ)追加特許願書ニハ原發明ノ特許出願ノ際ニ用ヒタル印章ヲ押捺スヘシ改印ノ場合ニハ證明書ヲ添付スヘシ

實用新案登録願 (用紙美濃版)

紙五圓 收入印

實用新案登録願

一實用新案ノ名稱 一考案者ノ氏名、住所(又ハ居所)及職業

海外貿易要覽

(本項ハ出願人カ考案者ナルトキハ記載スルコトヲ要セス)

私(私共)儀別紙圖面ニ記載スル物品ニ付實用新案登錄相受度此段相願候也

年 月 日 國籍(○國人ナルトキ) 住所(又ハ居所)

出願人(考案者) 氏 名(●) (法人ナルトキハ法人ノ名稱ヲ記シ其ノ側ニ代表者記名捺印スルコト)

特許局長官 氏 名 殿

添附書類目録

一何々々 何通通

商標登錄願 (用紙美濃版)

紙七圓 收入印

商標ヲ附スヘキ商品 第何類 何々

色ノ限定(着色限定ノ場合)

私(私共)儀前掲商標ニ付登錄相受度此段相願候也

年 月 日 國籍(外國人ナル場合) 住所(又ハ居所)

出願人 氏 名(●) (法人ナルトキハ法人ノ名稱ヲ記シ其ノ側ニ代表者記名捺印スルコト)

特許局長官 氏 名 殿

添附書類目録

一何々々 何通通

紙拾圓 收入印

商標期間更新願 (用紙美濃版)

(聯合)商標權存續期間更新登錄願

私(私共)儀前掲商標權ニ付存續期間更新ノ登錄相受度此段相願候也

年 月 日 國籍(外國人ナル場合) 住所(又ハ居所)

出願人 氏 名(●) (法人ナルトキハ法人ノ名稱ヲ記シ其ノ側ニ代表者記名捺印スルコト)

特許局長官 氏 名 殿

添附書類目録

一何々々 何通通

聯合商標登錄願 (用紙美濃版)

紙七圓 收入印

商標ヲ附スヘキ商品 第何類 何々

色ノ限定(着色限定ノ場合)

聯合商標登錄願(願書番號符號)

私(私共)儀前掲商標ヲ聯合ノ商標トシテ登錄相受度此段相願候也

年 月 日 國籍(外國人ナル場合) 住所(又ハ居所)

出願人 氏 名(●) (法人ナルトキハ法人ノ名稱ヲ記シ其ノ側ニ代表者記名捺印スルコト)

特許局長官 氏 名 殿

添附書類目録

一何々々 何通通

海外貿易要覽

紙貳圓 收入印

意匠登錄願 (用紙美濃版)

意匠ノ名稱(註一)

登錄請求ノ範圍(註二)

意匠ヲ現スヘキ物品(註三)

考案者ノ氏名、住所(居所)(註四)

私(私共)儀前記意匠ニ付登錄相受度此段相願候也

年 月 日 國籍(外國人ナル場合) 住所(居所)

出願人(考案者) 氏 名 印(註六)

特許局長官 氏 名 殿

添附書類

一何々々 何通通

類似意匠登錄願 (用紙美濃版)

紙壹圓 收入印

一意匠ノ名稱

類似意匠登錄願

紙卅圓 收入印

團體標章登錄願 (用紙美濃版)

團體標章登錄品

標章ヲ附スヘキ商品、第何類 何々

色ノ限定(着色限定ノ場合)

私儀前掲標章ニ付團體標章トシテ登錄相受度別冊定款相添此段相願候也

年 月 日 國籍(外國法人ナル場合)

出願人 氏 名 印

特許局長官 氏 名 殿

添附書類

一何々々 何通通

聯合商標登錄願 (用紙美濃版)

紙七圓 收入印

商標ヲ附スヘキ商品 第何類 何々

色ノ限定(着色限定ノ場合)

聯合商標登錄願(願書番號符號)

私(私共)儀前掲商標ヲ聯合ノ商標トシテ登錄相受度此段相願候也

年 月 日 國籍(外國人ナル場合) 住所(又ハ居所)

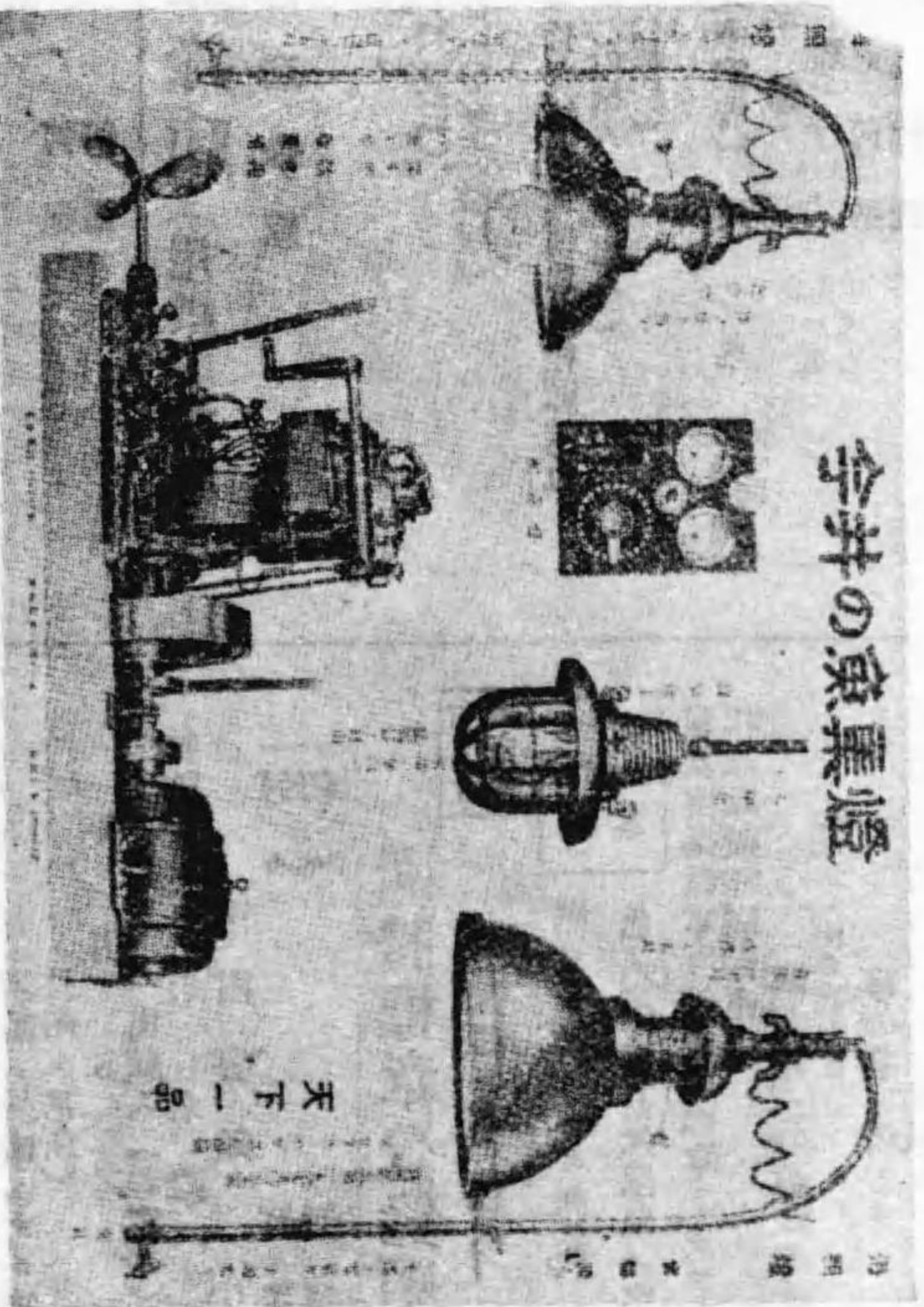
出願人 氏 名(●) (法人ナルトキハ法人ノ名稱ヲ記シ其ノ側ニ代表者記名捺印スルコト)

特許局長官 氏 名 殿

添附書類目録

一何々々 何通通

最近和歌山縣西牟婁郡田邊江川
浦漁業組合に對し農林省よりの獎
勵金を下附せり



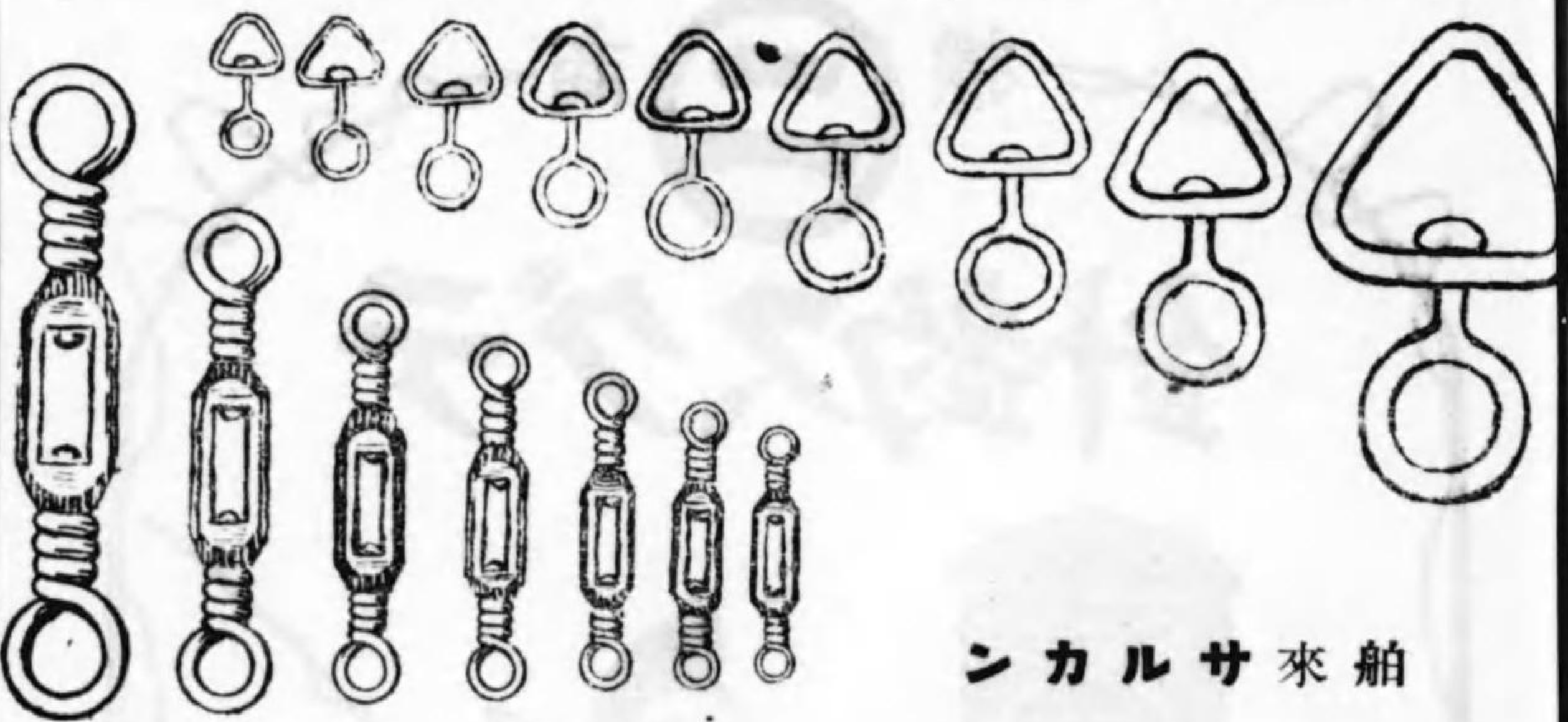
漁業界の大革命機

雄辯に本機の優秀を
物語る一證左として

大阪北區
梅田

今井魚集燈發賣部

北 電話
5352・1243



舶來サカルン



▲御報相場表謹呈▲

▲サルカン岩型變型調製▲

サカルン・岩型・釣金具製作

眞鍮製各種漁具附屬品及新製品製作見積

緒家金屬製作所

兵庫縣有馬郡三輪町
福知山線三田保線區前

商標 (ニ) 標

針釣スグテ



大坂市天王寺区谷町九丁目二四
西野徳平商店
 振替大坂五巻六番

漁業用各種糸・疊縫糸
 皮革縫ミシン糸製造 販賣

關西ラミー紡績合名會社

廣島縣安佐郡古市町

電話 古市一一番
 振替大阪八六三三一番

專賣特許

人造テグス
 各種釣糸 製造販賣

大和テグス工場

奈良縣北葛城郡下田村逢阪
 電話 下田三六番
 振替大阪三七一四四番

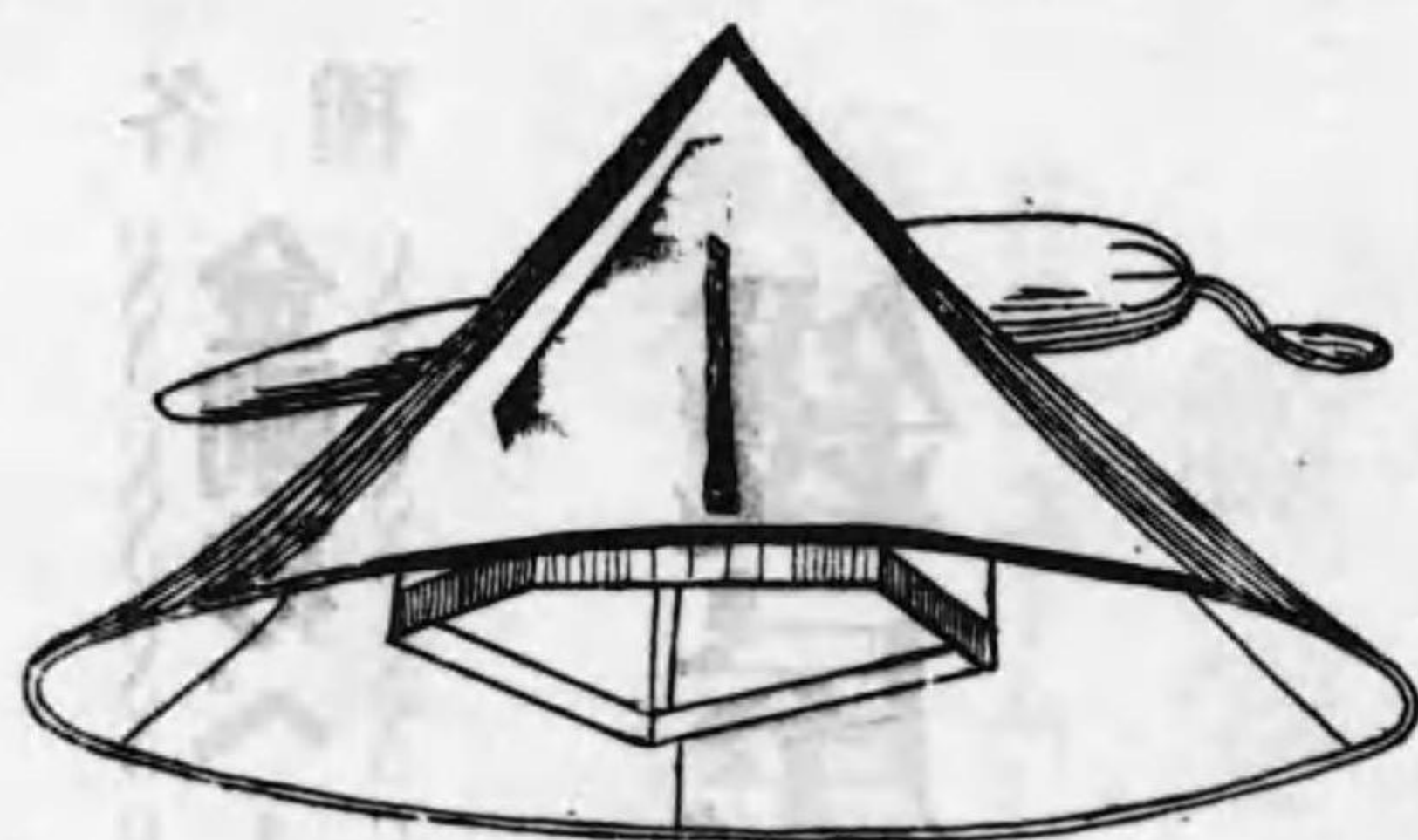
トシく弊店を

御利用下さい！

荒テグス
 磨テグス 卸
 釣具一式

八田朝雄商店

德島縣板野郡鳴門村三ツ石
 電話 鳴門五番



種類

(大形) 各並上等品

新案 折疊

富土笠

製造發賣元

鋼鐵、漆上、耐暑、耐雨
一般愛釣家より大好評
をうけつゝあり

森五郎商店

大阪市東成區東小橋
南之町二丁目一六五番地

てぐす
漁具
一 式
卸問屋

商標



河海
各種
釣針
製造元

石原朝一商店

兵庫縣加東郡下條村
振替穴阪四八八八番

各種
優良
釣竿製造

竿文

嘉部文治郎

大阪市東區石町二丁目

各種

金剛砂ペーパー製造業(創業明治廿七年)

錢屋號ペーパー製造所

道本 作次郎

大阪市西成區鶴見橋北通六丁目
電話 櫻川四〇五一番

新案特許八四五四號

籐卷魚入網

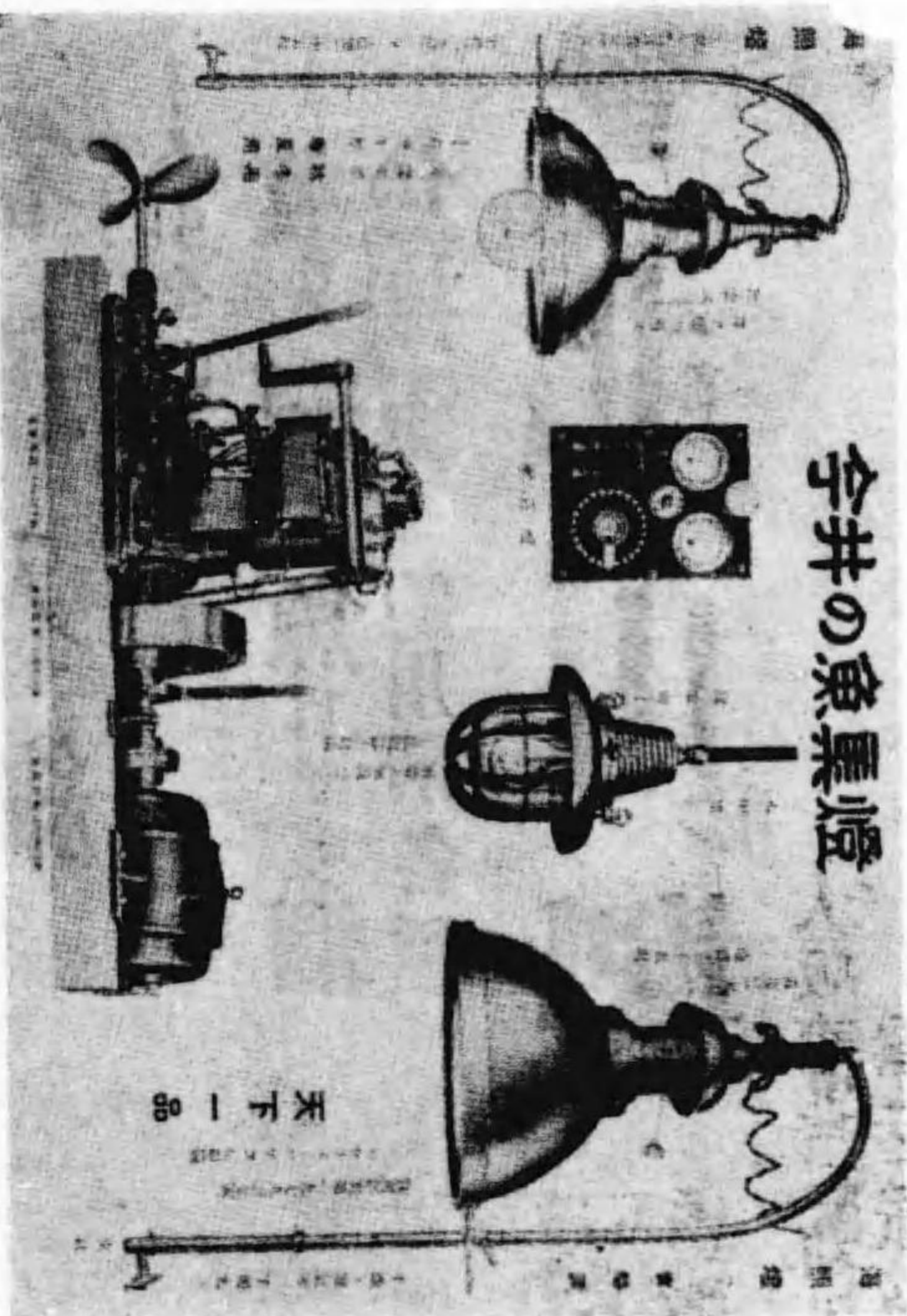
打拔ニユーム引金盪魚入。

麻澁糸。魚入網。魚目サシ網
海老玉。魚掬玉。釣用網各種

商號 北山製網所

大阪市西區新町南通五丁目
電話 新町六一〇番
振替 大阪六七〇五九番
電話 (キ夕) 又ハ(キ)

最近和歌山縣西牟婁郡田邊江川
浦漁業組合に對し農林省より獎
勵金を下附せり



漁業界の大革命機

今井の魚集燈

雄辯に本機の優秀を
物語る一證左として

大阪北區
梅田町

今井魚集燈發賣部

北 電話
1243・5352



浦島印魚釣針
浦島印本手磨テグス
浦島印人造テグス
丸福印人造テグス

發賣元



輸出向
内地向
漁具一般

藤尾

テグス
漁具

卸店

大阪市西區阿波座上通三丁目
電話新町二一三七番
振替穴阪八二一番

カメヤマテグス

ツリダグカメラヤマ

テグス製造卸問屋

登録商標

亀山テグス店

本店 神戸市三宮町一丁目鐵道側
電話三宮⑧一七六三番
振替穴阪六六三三五番

支店 神戸市多聞通四丁目電車通
電話元町④三三三番
振替穴阪五五〇二二番

賜宮内省御買上之光榮
於内外博覽會水産會受賞

◆カタログ御報呈◆

終